2　改良目標

⑴　能力に関する改良目標

国際化の進展等に対応した競争力のある豚肉生産を推進するため、海外の先進事例に負けない純粋種豚の繁殖能力や肉質を含めた産肉能力の向上を図り、特色ある豚肉の生産に向けた改良を推進するものとする。

①　繁殖能力

依然として、１腹当たり育成頭数等の成績で海外の改良の先進諸国の種豚と大きな能力差が見られ、豚肉の内外価格差の大きな要因の一つとなっていることから、純粋種豚の１腹当たり育成頭数の向上に着目した改良を強化することにより、肥育もと豚生産用母豚の繁殖能力を更に高める必要がある。

②　産肉能力

ア　飼料利用性

飼料利用性の向上による生産コストの低減を一層推進する観点から、引き続き飼料要求率の向上を図るものとする。

特に、飼料要求率と１日平均増体量には一定の相関が認められることから、引き続き増体性に関する遺伝的能力の向上を図るとともに、飼料利用性に関する新たな指標の活用についても検討することとする。

イ　産肉性

流通・消費者ニーズ等を踏まえ、ロース芯の太さについては、バークシャー種を除き、現状と同程度の水準を維持するものとする。

背脂肪層の厚さについても、現状と同程度の水準を維持するものとする。

特に、交配用の雄として主に利用されるデュロック種については、１日平均増体量等の産肉性を向上させるとともに、差別化やブランド化に資するものとしてロース芯筋内脂肪の高い（筋肉内脂肪含量がおおむね６％）系統の作出・利用を図るものとする。

表１：純粋種豚の能力に関する目標値（全国平均）

	品　種	繁殖能力		産肉能力			
		１腹当たり育成頭数	１腹当たり子豚総体重	飼料要求率	１日平均増体量	ロース芯の太さ	背脂肪層の厚さ
		頭	kg		g	㎠	cm
現　在	バークシャー	9.0	51	3.3	706	30	2.0
	ランドレース	9.8	62	2.9	881	36	1.6
	大ヨークシャー	10.3	61	2.9	907	36	1.6
	デュロック	8.2	45	2.9	912	38	1.5
目　標（平成37年度）	バークシャー	9.8	57	3.2	750	32	2.0
	ランドレース	11.0	69	2.8	950	36	1.6
	大ヨークシャー	11.5	69	2.8	970	36	1.6
	デュロック	9.0	53	2.8	1,030	38	1.5

注１：繁殖能力に係る数値は、分娩後３週齢時の母豚１頭当たりのものである。

注２：産肉能力に係る数値（飼料要求率を除く。）は、雄豚の産肉能力検定（現場直接検定）のものである。

注３：飼料要求率は、体重１kgを増加させるために必要な飼料量であり、次の式により算出される。

$$飼料要求率＝\frac{飼料摂取量}{増体量}$$

注４：飼料要求率及び１日平均増体量の数値は、体重30kgから105kgまでの間のものである。

注５：ロース芯の太さ及び背脂肪層の厚さは、体重105kg到達時における体長２分の１部位のものである。

表２：（参考）肥育もと豚生産用母豚の能力に関する数値（全国平均）

	１腹当たり生産頭数	育成率	年間分娩回数	１腹当たり年間離乳頭数
	頭	%	回	頭
現　在	11.0	90	2.3	22.8
目　標（平成37年度）	11.8	95	2.3	25.8

注：育成率及び１腹当たり年間離乳頭数は、分娩後３週齢時のものである。

表３：（参考）肥育豚の能力に関する数値（全国平均）

	出荷日齢	出荷体重	飼料要求率
	日	kg	
現　在	189	114	2.9
目　標（平成37年度）	180	114	2.8

⑵　体型に関する改良目標

能力の向上を支えるため、強健で肢蹄が強く、発育に応じて体各部の均称がとれ、供用期間が長く飼養管理の容易なものとする。

特に、肢蹄に関する実用可能な評価指標の確立・普及に向け、引き続きデータの収集・分析を進めることとする。

⑶　能力向上に資する取組

①　純粋種の維持・確保

肥育豚生産の基となる育種素材として、多様な流通・消費ニーズに対応した多様な特性を有する純粋種豚の飼養頭数が減少していることから、その維持・確保及び育種実施機関等への安定供給のための体制整備及び強化に努めるものとする。

一方、希少品種の活用や飼養管理方法等による差別化を図るための特色ある品種の維持・確保について、関係機関の役割分担も含めて検証を進めることとする。

②　改良手法

育種価を基礎とした選抜を行いつつ、これまで行われてきた能力及び斉一性の高い系統の造成に加え、特に、繁殖能力の向上を図るため、開放型育種の導入も視野に入れた雌系純粋種豚の改良を推進する必要がある。

また、遺伝率が低い繁殖形質等については、育種母集団を拡大し選抜圧を高めることが効果的であるため、独立行政法人家畜改良センター、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、都道府県、大学、民間の種豚生産者等の関係者が連携することにより、優良な改良素材を効率的かつ効果的に利用することのできる改良体制の構築を推進するものとする。

この場合、現在の種豚の遺伝的能力評価のほとんどは農場内評価にとどまっていることから、国内の優良な遺伝資源を最大限活用していくためには、地域間で種豚の血縁ブリッジ(注)を拡大し、広域的な遺伝的能力評価に基づく種豚の選抜及び利用を推進していく必要がある。

このような改良体制の強化を通じて、種豚の能力向上とその活用を促進することにより、農家レベルでの更なる生産性の向上に努めるものとする。